

## 保育室わんわん 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当保育室があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 設置者

事業者の名称	株式会社プラスワン
事業者の所在地	東京都西東京市ひばりが丘北4-3-10-102

### 2 事業の概要

種別	小規模保育事業A型		
名称	保育室わんわん		
所在地	東京都西東京市ひばりが丘北4-3-8		
電話番号・(FAX)	042-439-4558		
開設年月日	平成28年4月1日		
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児
	3人	4人	5人

\*令和6年度については、0歳児2人・1歳児3人・2歳児7人の計12人

### 3 施設・設備の概要

建築面積	83.98㎡	
構造	重量鉄骨(耐火建築)造 3階建ての1階	
保育室床延面積	68.85㎡	
乳児室・ほふく室	1室	9.92㎡
保育室・遊戯室		1.2歳児合わせて 26.4㎡
調理室・調乳室	1室	10.82㎡
幼児用トイレ	2個	4.5㎡
シャワー室	1室	
大人用トイレ	1個	1.5㎡
医務室・事務室	1室	4.49㎡
廊下	3㎡	
その他	8.22㎡	
設備の種類	エアコン冷暖房、床暖房、温便座、温水栓 AED	
屋外遊戯場(園庭)	無 (代替場所:ひばりが丘公園)	

#### 4 事業の目的、運営方針

目的	西東京市から認可を受け、保護者の就労又は疾病その他の理由により保育が必要な場合に、保護者の依頼を受け、保護者に代わり、0～2歳児の児童の保育を行います。保護者と保育室職員が協力しながら、児童の成長・発達を支援することを目的とします。
運営方針	子ども一人一人を大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育室を目指します
保育方針	一人一人の個性を大切に、ゆったりとゆとりある保育を目指します
保育目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>*心も体も元気な子ども</li> <li>*友達と仲良く遊べる子ども</li> <li>*自分の考えをのびのびと表現できる子ども</li> </ul>

#### 5 職員体制

施設長	1人（資格：保育士）
保育士	4人以上
調理員	1人

#### 6 保育・教育を提供する日

休所日	日・祝日・12月29日～1月3日
-----	------------------

#### 7 保育・教育を提供する時間

##### (1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後7時00分まで
土曜日	午前7時00分から午後6時00分まで

##### (2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
延長保育時間	夕：午後6時00分から午後7時00分まで (土曜日は延長保育無し)

##### (3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
--------------------	--------------------

土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後7時00分まで （土曜日は延長保育無し）

#### （4）延長保育

- ・延長保育は、心身の発達上の観点から、満1歳を迎えてからとさせていただきます。
- ・18時～19時の延長保育については、延長保育申し込み書を提出下さい。定員は、0歳児（満1歳を迎えた）1名、1・2歳児6名で申し込み順とさせていただきます。但し、延長保育利用者が少ない年度については、年度の途中で年齢別の定員を変更することがありますのでご了承下さい。
- ・当日利用については、定員に達していない時のみとさせていただきます。

#### （5）土曜日保育

平成30年度より、土曜日は出席人数が少ない為、子ども達同士の関わりを増やすことを目的として、基本的に保育室わんわん・保育室わんわん2nd共同での保育となります。

- ・保育士確保、給食の食材の仕入れの関係上、原則として、前月の15日までに1か月分、口頭ではなく、連絡帳に日にちと時間を記入しお申し込み下さい。（お休みになった場合は、分かり次第早めにお知らせ下さい。）  
\*給食は、原則的に各保育室別に食材を購入します。
- ・保育場所：保育室わんわん＜保護者による送迎＞  
（保育室わんわん2ndの場合は、お知らせ致します。）  
\*出席人数が多い場合（12名を超える出席人数又はそれ以下でも児童に対する必要面積を越す場合）、子ども達の健康状態やその他の理由により施設長が必要と認めた場合は、各保育室での保育、又は保育室2ndでの保育になることもあります。
- ・保育士は原則的に、各保育室より1名は出勤します。  
（避難場所、避難方法、アレルギー除去食対象児について等、安全対策についての必要事項を共有します。日頃から交流に努め、児童についての理解を深めます。）
- ・土曜日保育希望の方については、緊急時の連絡及び引き渡しの為、緊急・災害カードのコピーをいただき、両保育室にて保管させていただきます。
- ・布団、シーツは各自の物又は土曜日用の物を使用し、土曜日用の物については使用后、保育室にて洗濯します。
- ・保育室2ndでの保育の場合は、毎日の持参荷物の他に、着替え2組、オムツが必要なお子様は4枚、カラー帽子をカバンに入れておいて下さい。お尻ふきは保育室の物を使用します。

### 8 利用料金

保育料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	15分あたり150円

## 9 支払い方法

\*保育料は、口座振替（自動払込）でお願いします。口座からの引き落としは次月20日です。（20日が土日祝日等の休日の場合、金融機関による）  
 保育料は月額です。日割り計算は行ないません。その月1日に在籍している場合は、その月の保育料をお支払いいただきます。  
 \*延長料金は、月初めに前月分計算し、お知らせ致します。保育料と一緒に引き落としさせていただきます。

## 10 契約期間

- ・契約期間は、西東京市より、保護者に支給認定がある間、満3歳を迎えた3月31日までとします。
- ・保護者又は児童の事情で途中退室する場合、退室予定日の同月10日までに保育室と西東京市保育課に届け出て下さいます様、お願い致します。月末までに退所届が提出されない場合は、翌月分の保育料の納入義務が発生する場合がありますので、ご注意ください。（保育料については、西東京市と同様です。）

\*契約期間終了後の保育については、再度、保育所や幼稚園への申し込みが必要となりますのでご了承下さい。

## 11 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令、西東京市要綱、西東京市条例等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

### < 1日のスケジュール >

時間	乳児
7:00	開室（保育標準時間開始） 順次登室
8:30	視診、自由遊び （保育短時間開始） 排泄、手洗い
9:30	朝の会（出席確認）、おやつ
10:00	主活動（制作、運動遊び、散歩など） 排泄、手洗い
11:30	昼食 歯磨き、排泄、着替え （年齢によって前後します）
12:30	お昼寝 （年齢によって前後します）
15:00	目覚め 視診、検温、排泄、着替え、手洗い
15:30	おやつ 自由遊び、排泄

16:30	順次降室 (保育短時間終了)
18:00	延長保育 (保育標準時間終了)
18:15	おやつ
19:00	閉室

\* 0歳児は個々の成長により、離乳食、授乳があります。

\* 年齢や、その日の活動状況により、時間が多少前後します。

<年齢別保育目標>

年 齢	保 育 目 標
0 歳 児	生活リズムを大切にしながら、依存欲求を満たし、安心して過ごす
1 歳 児	信頼関係のもと、気持ちを素直に表し、安心して様々な遊びを楽しむ
2 歳 児	身の回りのことを自分でしようとし、個々の欲求が満たされ友達と関わって遊ぶ楽しさを味わう
年 間 行 事	子どもの日制作・水遊び・ミニ遠足・ハロウィン・保育参観・クリスマス会・節分制作・ひな祭り制作・お別れ遠足・お別れ会・園医健康診断 (年2回) 誕生会・避難訓練・身体測定 (毎月)

<クラス編成>

年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	はいはい
1 歳 児	すくすく
2 歳 児	ぐんぐん

12 給食等について

	提供内容			
	おやつ	給食		おやつ
		主食	副食	
0歳児	○	○	○	○
1歳児	○	○	○	○
2歳児	○	○	○	○

<給食の提供にあたって>

- ・献立を作成し、自園調理にて薄味を心がけ、安心・安全な給食を提供します
- ・バランスの良い食事で、健やかな成長を目指します。
- ・旬の食材なども取り入れ、季節感ある献立にし、様々な味との出会いの中で味覚を育てます。
- ・保育室での食事を通し、友達と一緒に楽しく食べ、食事のマナーや望ましい食習慣を身につけられるようにします。

<ミルクについて>

保育室では、ほほえみを使用しています。

<アレルギー対応について>

- ・食物アレルギーについては、医師の診断のもと「食物アレルギー生活管理指導表」をご提出下さい。アレルギーの原因となる食物の完全除去のみ対応させていただきます。保育室で、完全除去が難しい場合は、医師にご相談させていただき、お弁当持参でご対応いただく場合があります。
- ・除去食解除の場合は、再度医師による判断・指導のもとご家庭で複数回試していただき症状が出ないことをご確認いただいてから、除去食解除申請書をご提出下さい。

13 保護者に用意していただくもの

(1) 入室時にご用意いただくもの

- ・利用契約書
  - ・家庭調査票
  - ・健康調査票
  - ・緊急・災害カード
  - ・個人情報取り扱い同意書
  - ・保険証（医療証）コピー
  - ・シーツカバー（バスタオルをゴムで動かないように留めた物）
- \*入室時、支給認定証を確認させていただきます。

(2) 毎日持参いただくもの

- ・かばん（荷物が一式入るエコバッグやママバッグの様な袋）
- ・手拭タオル（1）
- ・おしぼりタオル（3）
- ・食事用エプロン（2）
- （・授乳のあるお子様は、ガーゼハンカチかタオルハンカチ）
- ・コップ（使えるようになってから）
- ・汚れ物入れ（スーパーの袋かエコバッグ）

(月曜日持参、金曜日持ち帰り)

- ・カラー帽子
- ・掛敷布団シート
- ・シーツカバー (使用する方はおねしょマット)
- ・午睡用バスタオル

(3) その他ご用意いただくもの

- ・上下着替え、下着、靴下 (3～4組)
- ・オムツ (記名して) (1日5・6枚ご用意下さい)
- ・お尻拭き
- ・避難靴 (まとめてお預かり致します。)

\*名前は全ての物に必ず記名をお願い致します。

(4) 服装について

子ども達は活動的です。安全に過ごし、自分でしようとする意欲が育つようご協力お願い致します。

- ・動きやすく着脱のしやすい物
- ・汚れても大丈夫な物
- ・ひもやフードなど引っかかる場所がないもの
- ・サイズの合っているもの

\*靴も同様をお願い致します。

14 登室・降室について

\*登降室の送迎は、原則として保護者または、事前にお知らせいただいていた方に限らせていただきます。やむを得ず、他の方がいらっしゃる場合は、保護者から必ず事前にご連絡いただき、お名前とご関係をお知らせ下さい。

\*保育室には駐車場はありません。徒歩か自転車での送迎をお願い致します。

(1) 登室にあたっては、次の点に留意してください。

- ・最終当室時間は、9時30分とさせていただきます。
- ・欠席、遅刻のご連絡は9時15分までにお願いします。
- ・朝、いつもと変わった様子 (体調や機嫌など) がある場合はお知らせ下さい

(2) 降室にあたっては、次の点に留意してください。

- ・ロッカーの着替えなどの量をご確認下さい。 不足分については、次回当室時にお持ちください。

15 保育園と保護者との連携について

保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にし、子ども達にとってより良い保育を行っていきます。

心配なこと、分からないこと、気になることはいつでも職員にお尋ね下さい。

- ・連絡帳…ご家庭での様子をご記入下さい。保育室での様子も記入致しますの

でご確認下さい。

- ・保育室だより・給食献立は毎月発行します。

## 16 健康診断、健康管理について

### (1) 健康診断

- ・年2回嘱託医による健康診断を行います。
- ・身体測定は毎月行います。

### (2) 健康管理、病気のときの対応

- ・朝、登室時検温をお願いします。保育室では、午睡後行います。
- ・保育中、発熱・発疹・下痢・嘔吐・その他体調が悪くなった場合は、ご連絡させていただきます。状態によってはお迎えをお願い致します。
- ・別表の病気に感染した場合は、登室には医師による治癒証明書が必要です。
- ・保育室では、原則として与薬は行っていません。医師の指示により、やむおえない場合に限り、与薬依頼書をご提出下さい。その場合も、当日分のみ、記名し1回分ずつお持ち下さい。

## 17 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	藤原医院
所在地	東京都西東京市ひばりが丘北4-8-4
電話番号	042-421-6168

## 18 災害時いつとき避難場所、広域避難場所

いつとき避難場所	西東京市立栄小学校
広域避難場所	文理台公園

\*保育室わんわん2ndも同じ場所です。

## 19 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立てています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施します。

避難訓練	地震・火災・不審者対応避難訓練（計画に基づき月1回）
防災設備	消火器、誘導灯、非常灯、煙探知機

## 20 緊急時における対応

保育中に、お子さんの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又はお子さんの主治医に相談する等の措置を講じます。



\*保護者と連絡が取れない場合には、身体の安全を最優先させ、しかるべき対処をさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

<緊急連絡先>

警察署	110
消防署	119
藤原医院	042-421-6168

21 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>賠償責任保険（東京海上日動火災保険株式会社）</li> <li>災害共済（日本スポーツ振興センター）</li> </ul>
保険の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>賠償責任保険（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険）</li> <li>災害共済</li> </ul>

賠償責任保険…保育の提供により賠償すべき事故と保険会社がみとめた場合保険金が支払われます。

災害共済…施設の責任とは関係なく、保育中・送迎中のケガでも支払われます。  
（請求方法についてはお尋ねください。）

22 苦情相談窓口 要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当室 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口担当者 主任保育士</li> <li>窓口担当責任者 施設長</li> <li>電話、FAX 042-439-4558</li> </ul> 受付時間：9時30分～17時30分
第三者委員	1人

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、ご相談・苦情を受け付けます。

23 業務の質の評価について

小規模保育事業の 自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施 公表方法：保育室内掲示
------------------	------------------------------------------------------

24 秘密保持・個人情報保護

<ul style="list-style-type: none"> <li>保育室のすべての職員は、保育を提供する上で知り得た児童、保護者及びその家族等に関する個人情報・秘密を第三者に洩らしません。</li> <li>この守秘義務は、契約終了後も同様とします。</li> <li>次の場合、個人情報を提供する必要がある場合がありますのでご了承下さい。               <ol style="list-style-type: none"> <li>サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のため。</li> <li>教育・保育施設（認定こども園、幼稚園又は保育所）への円滑な移行・接続が</li> </ol> </li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

図られるよう、卒園にあたり入園する予定の施設との間で情報を共有する必要がある時。

3. 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行う場合。
  4. 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う場合。
- ・その他の事情により、個人情報を提供しなければならない場合は、保護者の同意を得るものとします。

## 25 虐待防止

当保育室は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

1. 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
2. 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
3. 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
4. その他虐待防止のために必要な措置

\*当保育室は、保育の提供中に、当保育室の職員又は養育者（保護者等利用児童を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、関係機関に相談や通告を行います。

## 26 連携施設

地域型保育事業者は、利用する児童の集団保育や職員が病気等で保育を提供できない場合の保育の質の確保及び卒園後の適切な教育保育の場を確保するため、保育内容の支援と卒園後受け皿の役割等を担う「連携施設」を設定することとなっています。

<連携施設>

### 1 ひなぎく幼稚園

連携内容：①保育内容の支援

(行事への参加、施設利用、保育内容等の相談・助言、災害時の一時避難場所)

### ②卒園後の受け皿

(保育室わんわんとして1名)

### 2 保育室わんわん2nd

連携内容：土曜日共同保育

代替保育

(何かしらの事情で保育が難しい場合の保育士の派遣、保育室わんわん2ndでの共同保育)

## 27 その他保護者に説明すべき事項

- ・入室後、お子さんが保育室に慣れるまで、短い時間の保育を行います。一般的に「慣らし保育」といいます。個人差があり、期間は変わりますが、概ね5日～7日ほどの期間必要ですので、ご協力をお願いいたします。
- ・住所・勤務先・電話番号・家庭状況など、変更がありましたらお知らせ下さい。

別表

主な感染症一覧

※発症した場合、登園には治癒証明書(西東京市内の医療機関にて無料で発行)が必要です

インフルエンザ	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	水痘 (みずぼうそう) 帯状疱疹
流行性嘔吐下痢症 感染性胃腸炎	溶連菌感染症	麻疹 (はしか)
風疹 (3日はしか)	手足口病	伝染性紅斑症 (りんご病)
マイコプラズマ感染症	ヘルパンギーナ	咽頭結膜炎 (プール熱)
流行性角結膜炎	病原性大腸菌感染症 (腸管出血性大腸菌感染症) O-157	百日咳
急性出血性結膜炎 (アポロ病)	ウイルス性肝炎 (A 型肝炎)	伝染性膿痂疹 (とびひ)
突発性発疹症	RS ウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症

別表 2

1 延長保育に係る利用者負担金

(1) 保育標準時間認定に係る時間外保育料

1 8時～1 9時

1 5分/1 5 0円

(2) 保育短時間認定に係る時間外保育料

7時～8時3 0分      1 6時3 0分～1 9時

1 5分/1 5 0円